第３１回紀の川農業振興地域整備計画（案）を縦覧します

下記のとおり、第３１回紀の川農業振興地域整備計画（案）を縦覧します。

□　公告日
令和２年１２月２４日（木）

□　縦覧期間
令和２年１２月２５日（金）～令和３年１月２３日（土）

□　異議申出期間
令和３年１月２４日（日）～令和３年２月７日（日）

□　縦覧場所
紀の川市農林商工部　農林振興課（紀の川市役所本庁４階）
電話　0736-77-2511（代）

○　計画変更理由
個別開発ニーズの発生により農用地区域の変更があったため。

○　変更区分

	〈理由〉
農用地区域への編入	・優良農地として利用するため
農用地区域からの除外	・農業の担い手の育成確保のための分家住宅、地域の環境整備等の用に供することが必要となったため

【意見書提出に当たっての注意事項】

・紀の川市民の方は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、上記縦覧期間中（令和２年１２月２５日～令和３年１月２３日）に、書面にて意見を提出することができます。

・紀の川市の住民でない方も意見を提出することは可能ですが、参考意見として扱いますので、下記において行う公告に意見の要旨及び処理の結果は掲載いたしません。

・提出された意見に対して、個別回答は行いません。意見の要旨及び処理の結果は、「農業振興地域の整備に関する法律」第１３条第４項で準用する同法第１２条第１項の規定により公告します。

【異議申出に当たっての注意事項】

- 当該農用地利用計画変更(案)に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画変更（案）に対して、上記異議申出期間中（令和３年１月２４日～令和３年２月７日）に、書面にて異議を申し出ることができます。
  詳しくは、公告をご覧いただくか、担当課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】　紀の川市農林商工部　農林振興課（紀の川市役所本庁４階）
電話　0736-77-2511（代）